〈定期刊行物レビュー〉

保険

〇イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向

―欧州における金融監督規制改革の動向―(松野 篤)

(損保ジャパン総研クォータリー Vol.56 2010.11.25: 損保ジャパン総合研究所) 損保ジャパン総合研究所では、2009 年 12 月発行の「EU 損害保険市場の最新動向ー 2008 年の実績とトレンド変化ー」においてイギリス、ドイツ、フランスの 3 カ国の損 害保険市場の動向を紹介している。この発行からさほどの時間は経過していないが、 世界的な金融危機が保険市場に与えた影響は軽視できず、このような動きをいち早く 紹介するために本稿を執筆したとしている。

本稿前半では、イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の最新動向について紹介している。イギリスでは、2009年の保険料収入は前年比4.3%減、コンバインド・レシオは106.4であった。ドイツでは、2009年の保険料収入は前年比0.2%増、2008年のコンバインド・レシオは93.6であった。フランスでは、2009年の保険料収入は前年比1.5%増、コンバインド・レシオは100.1であった。このようなデータの背景、および各国とも保険料収入が伸び悩んでいること、保険引受収支が悪化していること等につき丁寧に説明しており、さらに、各国の主要販売チャネルの推移と新たな動きについても紹介している。

後半では、欧州における金融監督規制改革の動向について紹介している。今回の金融危機を受け、EUでは、マクロ・プルデンシャルな視点で監督を行う欧州システミックリスク理事会(ESRB)およびミクロ・プルデンシャルな視点で監督を行う欧州金融監督システム(ESFS)が創設された。イギリスでは、イングランド銀行の権限強化と金融サービス機構(FSA)の廃止が決定している。ドイツでは、ドイツ連邦銀行の機能強化と連邦金融監督庁(BaFin)の機能見直しが検討されている。フランスでは、既に監督機関の再編が終了しており、2010年3月からプルデンシャル監督機構(ACP)と金融市場庁(AMF)による新しい金融監督規制がスタートしている。以上のような金融監督規制改革が行われている背景や経緯についてもわかりやすく解説されている。

〇ジェントロジー(老年学)と地域社会(辻 哲夫)

(共済総合研究 Vol.60 2010.11:農協共済総合研究所)

本稿は、東京大学高齢社会総合研究機構の教授である筆者が、昨年3月にJA共済総研セミナーで行った講演を記事としたものである。

わが国における高齢化は、欧州諸国よりも急速に進展しており、都市部における後期高齢者の激増に筆者は危機感を持っている。そうした社会に向き合うために、できる限り元気で自立するための予防政策と、「弱ったらおしまい」ではない社会とする

ための介護政策の必要性を提唱している。

さらには東大の高齢社会総合研究機構の社会実験の事例を紹介し、住宅政策と連携 した総合的な在宅医療福祉システムや高齢者の地域就労について説明している。ま た、最後に社会構造の転換には負担が伴うことを指摘している。国民負担率の上昇を 恐れることなく、安心できる社会を作ることが消費活性化につながり、負担の増加も 日本経済が適度な国際競争力を持続することとのパッケージであると提言している。

〇損害保険料率規制の転換 -保険市場の情報問題からの一考察-(諏澤 吉彦)

(保険学雑誌 第 611 号 2010.12:日本保険学会)

わが国の損害保険料率は、1998年の損害保険料率算出団体制度改革など、保険自由化の中で規制緩和が進み、事実上の統一料率から事前認可制に移行した。本稿では、規制緩和から約10年を経て、規制緩和の当初の目的であった保険会社間の競争促進や保険料・商品内容面での消費者への還元が達成されているかを、損害保険市場の情報問題に焦点を当てて考察し、損害保険料率に関する規制と協調のあり方を探っている。

筆者はまず、規制の意義は市場に存在する不完全性(を緩和すること)にあるとの 伝統的な議論を引用し、損害保険料率規制に関わる不完全性として、①保険カバーの 価格・質に関する情報、②保険会社の支払能力に関する情報、および③被保険エクス ポージャのリスク水準に関する情報を挙げ、消費者の入手困難など、その不完全性を 具体的に説明している。

そしてこれら情報の不完全性との関係でみれば、損害保険料率規制は緩和によってその力点が変化していったと筆者はいう。規制緩和前の事実上の統一料率市場では保険カバーの価格を一定の水準に保つことで保険会社の財務健全性および支払能力を確保してきたのに対し、規制緩和後は一部の高リスク契約者に対する保険料率水準の高騰を抑制することで保険カバーの購入可能性を確保しているとする。その上で、規制緩和によって保険会社の支払能力の確保が重視されなくなった結果、ソルベンシー規制の厳格化や契約者保護機構の整備といった措置が別途必要になったことはいうまでもないと指摘する。

また筆者は、保険会社内および保険会社間で保険商品が多様化したことにより、保険カバーが複雑化し保険契約者が最適な選択をすることが困難になったとして、保険カバーの質に関する情報不均衡は一層深刻化しているとみる。そして保険契約者のニーズを十分考慮した標準的な約款の活用など、公的な規制に頼るのではなく、保険会社間の協調でこの問題に対処することも検討すべき、と主張して本稿を結んでいる。

銀行

〇テロ資金・マネロン規制の国際的な要請とともに日本の実情にも配慮 (阿武 孝雄)

(週刊金融財政事情 2010.11.15:金融財政事情研究会)

主に銀行業界では、各都道府県で制定が進む暴力団排除条例、マネロン規制の強化および米国税法改正という3つのコンプライアンス上の課題に直面している。これら3つの規制は、預金口座を生活のインフラとして幅広く提供してきたわが国の銀行等の金融機関の実務にそぐわない面もあり、外資系金融機関と比較してより難しい対応が迫られる可能性があるとされている。こうした中、わが国では「疑わしい取引」に関する情報を取り扱う資金情報機関(FIU)は、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲が金融機関以外にも拡大されたことに伴い、2007年より4月に金融庁から国家公安委員会・警察庁に移管されている。

本稿では、わが国の FIU である警察庁刑事局組織犯罪対策部・犯罪収益移転防止管理官に所属する筆者が、最近の疑わしい取引の届出実績や、金融機関等からの届出に対するサポート体制等を紹介している。また、わが国のマネロン対策の実態に対しては、国際機関である金融活動作業部会 (FATF) から厳しい評価を受けていることは事実であるが、一方でわが国の実情を踏まえた主体的な対応の検討も必要であると述べている。

〇欧米で浮上する「グリーン投資銀行(GIB)」構想(藤井 良広)

(週間金融財政事情 2010.11.29:金融財政事情研究会)

グリーン投資銀行構想が欧米で相次いで提唱されており、イギリスでは既に設立が 決まっている。本稿では、イギリス、米国、オーストラリアで検討されているグリーン投資銀行構想を紹介し、その意義を検証している。代替エネルギー投資等の新規資 金需要、途上国への追加資金供与などの負担増に加え、金融危機後の財政悪化による 追加環境対策の余地が各国とも限られている。このような状況の中で、グリーン投資 銀行構想とは、自前の資金調達機能を備えた温暖化対策専門の公的金融機関を設立し ようという構想である。

まず、イギリスの取組が紹介されている。温室効果ガスを 1990 年対比で 2020 年には 34%、2050 年には 80%削減するという国家目標を達成するために必要な資金(総額で 2030 年までに 8,000 億~1 兆ポント)が必要であり、そのために、グリーン投資銀行がグリーンボンドを発行することにより機関投資家の長期投資ニーズに応え資金調達を弾力的に行うことができるようにしている。また、1999 年に導入された個人の資産形成を支援する税制優遇積立金制度の預金枠を拡大し、個人向けの非課税グリーン預金枠を設定することにより年間 20 億ポンドの資金調達も可能としている。続いて米国、オーストラリアの取組の現状が紹介されている。

さらに、このようなグリーン投資銀行構想の背景の一つとして、途上国向けの民間ファイナンスを支援する狙いもあるとしている。途上国グリーン市場については潜在需要は大きいが、中長期投融資となりカントリーリスクや為替リスク等がモノへの投融資以上にネックとなることから、十分に資金が流れないという状況に対処するものである。

最後に、日本での可能性に触れて、国の財政事情を考えれば、1,500 兆円の個人金融資産を効率的に活用し、民間の金融機能も活性化する日本版のグリーン投資銀行の可能性を模索する必要があるとしている。そして、その場合には、公的金融が屋上屋を架すことにならないよう、また、そのトップは民間の金融人を据えて政府からの独立性を担保し、民間資金の流れを活用する機能を重視すべきと結んでいる。

証券

〇アジア債券市場のいま - 第3回 アジア債券市場育成に向けての今後の課題 (糠谷 英輝)

(月刊資本市場 2010.11:資本市場研究会)

APEC (アジア・太平洋経済協力) では、アジア債券市場の育成が、域内の貿易・投資の活性化、地域経済統合の促進のための施策として継続的に掲げられてきている。

本稿では、2010年度のAPEC 議長国である日本と 2011年度の議長国である米国において、それぞれ、資本市場の育成に関してどのような提言が民間から行われているのかが紹介され、2010年3月16日付および同年6月15日付で経団連から発表された提言ならびに 2010年度および 2011年度のAPEC に向けて在日米国商工会議所から発表された提言内容を解説している。その上で、アジア債券市場育成に向けての具体的な進め方について意見が述べられている。

筆者は、各市場における発展段階の違いや特徴の相違に鑑みると、全ての市場が同一に連携を進めていくことは困難であるとし、まずは各国が自国の債券市場育成・整備を進め、育成・整備が進んだ市場同士が連携し、あとの市場もこれに加わっていくという多段階での市場連携の可能性も考えていくべきであるとしている。また、各国がタイムスケジュール等を公表して、透明性を高め、外部監視を受けながら市場育成を図るなどの施策も検討されるべきであると述べている。

〇グローバル時代の M&A - 拡大するクロスボーダーM&A 市場と留意すべき取締役の義務ー (恩地 祥光)

(証券レビュー第50巻第12号 2010.12:日本証券経済研究所)

本稿は、M&A アドバイザリー・サービスを提供するわが国の先駆的企業の代表者による講演録である。

講演者は、先ず、M&Aの形態とともに、企業の成長戦略の達成や構造改革の実施、企業のライフサイクル(衰退)の打破などの M&A 利用の意義、および M&Aのプロセスについて、事例を交えて説明した上、これまでの M&A 市場の発展および変動のトレンドについて解説している。この中で、近年、国内企業同士の案件(IN-IN)が減少する一方、アジアを中心に海外企業を対象した案件(IN-OUT)が件数・金額とも増加している状況、および、今後も国土が広く、人口が増え続け、かつ、資源を有するという3要素を有する国が対象地域として有望であることなどを述べている。

また、講演者は、M&Aにおける取締役の判断と法的責任についても解説している。この中で、経営判断を取り巻く環境の変化、M&Aにおける取締役の法的責任の基本的な考え方、経営判断を求められる局面、実際に訴訟となった事例における争点などが、資料とともに説明されている。